

平成22年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成22年2月9日（火曜日）

出席委員（7名）

委員長	大 后 治 雄 君	副委員長	御 殿 谷 一 彦 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	関 田 貢 君
委員	粕 谷 洋 右 君	委員	石 川 庄 太 郎 君
委員	下 条 学 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

4 番	粕 谷 久 美 子 君	15 番	長 瀬 り つ 君
-----	-------------	------	-----------

議会事務局職員（4名）

事務局長	石 川 和 男 君	事務局次長	桜 井 輝 幸 君
議事係長	小 島 裕 治 君	主 事	新 井 利 恵 君

出席説明員（8名）

副 市 長	小 飯 塚 謙 一 君	教 育 長	佐 久 間 栄 昭 君
福 祉 部 長	榎 本 豊 君	学 校 教 育 部 長	阿 部 晴 彦 君
社 会 教 育 部 長	窪 田 き く 江 君	学 校 教 育 部 参 事	今 城 徹 君
福 祉 部 副 参 事	原 島 真 二 君	給 食 課 長	猿 橋 壽 一 君

会議に付した案件

- (1) 21第 9号陳情 東大和市学校給食計画（案）に関する陳情
- (2) 21第10号陳情 学校給食計画（案）の撤回・再検討を求める陳情
- (3) 21第14号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センターの早期建設を求める陳情

午前 9時39分 開議

○委員長（大后治雄君） ただいまから平成22年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（大后治雄君） 初めに、21第9号陳情 東大和市学校給食計画（案）に関する陳情、本件を議題に供します。

質疑に入る前に、教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○教育長（佐久間栄昭君） おはようございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま審査していただいております東大和市学校給食計画（案）に関する陳情に伴いまして、教育委員会から厚生文教委員会に提出いたしました資料に誤りがありました。ここにおわびを申し上げまして訂正させていただきますと存じます。

お手元に正誤表をお配りさせていただきましたが、昨年12月10日の第7回厚生文教委員会に37件の資料を提出いたしました。その資料に時系列で記載した部分がありますが、その中に「危険建物に該当と判定される」との記載がありますが、これは誤りでありました。詳細につきましては学校教育部長から御説明させていただきますが、厚生文教委員会の審査に大変御迷惑をおかけいたしました。大変申しわけありませんでした。よろしく願い申し上げます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 資料の訂正につきまして、大変失礼いたしました。

それでは、今お手元にお配りさせていただきました正誤表に基づきまして、訂正につきまして御説明申し上げます。

厚生文教委員会の資料といたしまして提出させていただいたのが1の該当資料の（1）でございます。これは、教育委員の懇談会、21年5月8日に配付した資料でございますが、同じ内容でございますが、（2）は厚生文教委員会ということではなく、この東大和市の給食センター運営委員会の専門部会が審議を経るごとに各委員の皆様、全委員へ御送付申し上げていた内容でございます。

訂正の箇所は、上の表が誤りであった部分でございますが、時系列で経緯を書いてございましたが、平成13年のところでございます。経過の概要に、第一学校給食センターの建物の診断委託を平成13年実施し、2行目でございますように、「平成8年時点ですでに危険建物に該当と判定される」と記してございましたが、正しくは、平成6年の9月に第一学校給食センターの建物診断の委託を実施しておりました。

米印に、下にございますように、したがいまして、平成13年には診断の委託は実施しておりませんでした。行政報告書等を洗い、当たりましたが、確認がとれました。

米印の2つ目ですが、1行目にあります、「平成8年時点ですでに危険建物に該当と判定される」とありますが、これは平成6年度に調査を委託いたしました結果をもとに職員の手で試算をしたところ、予測されるということでございまして、該当と判定されているものではございませんでした。

この2つの内容が誤りでございました。

後ろに添付させていただいたものは、若干御説明申し上げますと、右肩に「平成7年11月教育委員会協議会提出資料より抜粋」ということでございますが、1ページをお開きいただきますと、下に1ページと書いてあるページでございますが、中ほどに、「第一学校給食センターは、」で始まる文章がございます。その中に、建物の老朽化が進行しており、建物の現状把握をし、今後の改修計画の参考資料とするために建物の診断委託を昨年度実施したということでございます。この昨年度というのは、今申し上げましたように平成6年度でござ

ございます。診断結果によれば、平成6年当時は耐力度数が当時文部省が定めていた基準点を下回っていないということでございまして、危険建物には該当していないという意味でございます。下回っていないが、平成7年度、平成8年度では試算でき——ということでございまして、その試算の結果を判定されたというふうに誤って記述してしまったものでございます。

後ろには次の資料「抜粋」で、建物の診断委託報告書、平成6年9月の成果物の写しをコピーさせていただきました。誤った資料を提出し、審議に御迷惑をかけました。申しわけございませんでした。

以上です。

○委員長（大后治雄君） それでは、前回の審査に引き続き質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 今、教育長のほうから御説明いただいたこの資料の中で、文科省が危険建物としている5,500点を下回っていないというふうにあります。この点について——この時点で文部省ですね、文部省のこの基準を示した文書を資料として提出していただくよう要求します。

○委員長（大后治雄君） ただいま尾崎利一委員より資料要求がございました。

お諮りいたします。

本委員会としてただいまの資料を要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいまから資料をお配りいたしますので、暫時休憩いたします。

午前 9時45分 休憩

午前 9時46分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が配付されましたので、質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 今、教育長から資料の訂正ということで発言がありましたけれども、私は単に資料の訂正で済む問題ではないのではないか、重大な問題だというふうに認識しています。経過で言いますと、この危険建物問題について私が委員会で繰り返しどうということなのかということで質問してきました。それで委員長にも相談をして、きょうの委員会の冒頭で、この文科省の基準と、それから13年に危険建物だという診断をされたその根拠になる文書を資料要求するから用意しておいてほしいということで、年明け早々に教育委員会事務局のほうにお話をしていたところです。

ところがふたをあけてみると、平成13年には建物診断委託さえ行っていないと。しかも危険建物に該当するなどとは一切判定されていない。市の職員が試算をして、平成8年には危険建物になっちゃうんじゃないかという推測に過ぎないわけですね。これがどのようにどこをどう間違えたらこういうことになるのか、納得のいく説明をいただきたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今資料でお配りしたとおりのものが事実ということで、私どもが現時点で確認できている内容でございます。なぜこういう誤りが生じたのかということでございますけれども、年表的なものといえますか、経過につきましては、やはり現物に当たってきちんと確認しなかったことが今回のミスだったと考えています。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 平成13年に建物診断委託を行った。年度も書いてあるんですよ。で、平成8年時点で既に危険建物に該当と判定されるという、こういう重大な事項が書かれてるんですよ。現物に当たらないなんてことは考えられないです。現物に当たらないなんてことはあり得ないでしょう。その説明は納得できません。危険建物だといって脅かしてとにかく早く建てなくちゃいけないというふうにしてしまおうという意思が働いたとでも考えなければ理解できないですよ、これは。それじゃ納得できないでしょう。きちっと説明してください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 説明を繰り返しますが、これがやはり事実でございまして、私どももこの経過年表に平成13年を入れたということは、その委託というものがそれなりの重みがあるということで考えて経過の中に一項目入れたわけですが、その事実確認が甘かった結果によりまして御迷惑をおかけしたということでございます。申しわけありません。

○委員（尾崎利一君） 東大和市では、立野の土地区画整理事業で虚偽記載問題がありました。それから、暫定リサイクルセンターの問題では、建築基準法違反、廃棄物処理法違反、こういう問題も指摘される。公務員が法律をきちっと守らないでやってるんじゃないかという問題が、この間繰り返し問題にされてるんです。

刑法156条では、「公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前2条の例による」ということで、署名や公印の有無にかかわらず、刑法156条の対象になるという重大な問題です。

これは先ほど言われたように、教育委員懇談会にも出され、それから学校給食センター運営委員会の専門部会にも出され、そしてこの議員にも配付をされ、そしてこの厚生文教委員会でも資料として確認されたという公の文書ですよ。単に確認が甘かったということで済まされないとはいえませんが、どうですか、そんなことあり得ないでしょう。それで済む問題ですか。

○教育長（佐久間栄昭君） この問題は、再三委員会で御指摘いただいた後、やはり調べろということで指示をいたしました。平成13年ということがちゃんと書いてあるんだからどっかにあるはずだということで、職員が大変あちらこちら — と言うと変ですが、行政報告だとか予算書とか決算とかすべて当たってみました。しかしないということで、なぜそれで13年という表記ができたのかということのも実ははっきりしないということから、これはやはりミスだということで、誤りということで委員会のほうに訂正しようと、そういうことになったわけでありまして、私たちが意識的に作為をもってこれを13年ってつくったわけではありませんし、現地を見ていただきましたけども、現在のセンターが、特に第一センターのほうは老朽化してますので、そういう点からこのところに疑いを持たないで資料提出をしたということについては、まことに私たちのミスであります。繰り返しますが、作為的にこれをつくったということは一切ありませんので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） 作為をもって書きかえたのではないと、こういうものをつくったのではないという言明がありましたけれども、それを納得できるように説明してくださいと言ってるんですよ。納得できないでしょう。作為をもっていなかったというだけじゃないですか。作為をもってやったことじゃないということがわかりますか。反論できますか。作為、これはもうどう考えても現物を確認しないわけがない。それにもかかわらずこういう文書が出てきたということは、作為をもってやられたとしか考えられない。これにどうやって反論するんですかと言ってるんですよ。どうやって反論してくれるんですか、これ。

○教育長（佐久間栄昭君） 間違いであるということはこちらで申し上げまして、審査に大変御迷惑をかけたとい

うことも事実であります。ただ間違いでありますから、それを反論するということではできませんし、調べましたけどもやはりミスだったということは、ここでうちのほうのミスだということは申し上げているわけですから、その点については御理解いただく以外はないということで、これに対する反論というのはありません。

○委員（尾崎利一君） 先ほど刑法156条を引きましたけども、虚偽というのは広辞苑引いたところ、第一義的には真実ではないことです。そこから派生して、真実のように見せかけること。真実でないことは明らかです。真実のように見せかけた疑いもぬぐえないという状況ですよ、これは。これでいくと、市から出てきたものは全部資料要求をして、逐一その真偽を確認しなければ審議できなくなりますよ、委員会の場で。これで審議できますか。

もう一つ、いいですか。これに関連しますけれども、資料要求した中で、②10、「学校給食における今後のあり方に係る調整会議（第4回）報告」というのがあります。

その前に②7ですね。これは第1回目になるんでしょうね。「学校給食における今後のあり方に係る調整会議（報告）」、平成20年8月20日、午後2時30分から。この下のほうで企画財政部案、「すでに元気な東大和再生プランにおいて平成23年度の売払収入を見込んでいるため、平成23年度に第一給食センターを廃止し、売払いを行いたい。売払いに伴う収入は、全体の財源に充てたい。」云々という文言があります。私はこの資料要求をする前に、長瀬りつ議員が事前に情報公開で求めている文書を読んでいたもので、この企画財政部案に対する、企画財政部に対する反論を教育委員会がしていた箇所があったという記憶がありました。ところが、市からいただいたこの一連の資料要求に基づく資料の中にその文書が出てこないということから、長瀬議員にお願いをして、長瀬議員が情報公開で求めた資料にもう一度当たり直しました。

そうしたら、先ほど言った資料要求の資料の中の②10、「学校給食における今後のあり方に係る調整会議（第4回）報告」、ここに載っていない文書がある。長瀬りつ議員が情報公開で求めた資料、「学校給食における今後のあり方に係る調整会議（第4回）報告」、平成20年11月18日です。ここでは、「（企画財政部）スケジュールの面では理解できるが、当初23年度に第一センターの土地の売払いを企画財政部が計画していたこと」と書いた後に、括弧して「（学校教育部との調整なし）」って書いてあるんです。という文言が、同じ名称で出てきた文書の中にありますが、資料要求した同じ第4回報告の中からは全くこの文書が抜け落ちている——ということになっています。同じ文書で内容が違う。書きかえられてるわけですね。長瀬議員が情報公開で提出を要求し出てきた資料と——ということになってるんです。

私は、こんなことでは全く委員会で審議できないと思います。委員長、それで、長瀬りつ議員からお借りした情報公開で出てきたこの資料を、資料として提出したいと思いますけどもいかがでしょうか。

○委員長（大后治雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時11分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま尾崎利一委員より資料を配付したい旨の申し出がございました。委員長の職権において尾崎利一委員提供の資料を配付することを許可いたします。よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時40分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 委員会に提出した資料の②10でございます。これは平成20年11月18日の調整会議（第4回）の報告書でございます。もう一方、今配られましたのが、情報公開で請求がございまして開示した内容のものでございます。

これを見比べますと、確かに今御指摘の文言違っております。それは確認ができました。こちらなんですけれども、情報公開の開示請求の際には、ここに3ページもので配られておりますが、文書の起案決裁も含めて今の報告書、そして（当日資料）という右肩に掲げてある3枚、提出してございます。その一方、今回の厚生文教委員会での資料要求ございました内容につきましては、起案決裁の部分は外してございます。また、「当日配布資料」というところもごらんいただくと違いがあるんですが、情報公開で提出したのは手書きで（当日資料）というふうに手書きしたものでございました。今回の委員会に提出させていただいた資料は、体裁整える形で「当日配布資料」ということでパソコンで体裁を整えたものでございます。

内容なんですけれども、作為的に何かやったということは全くございません。考えられる原因なんです、パソコンの中にデータが残っていたものを、委員会の資料として体裁を整えながら出力して印刷した際に、恐らく一つ前の、上書きをする前のものが残っていて、それが委員会としての資料として出したものになってしまったということございまして、他意はもちろんございません。

先ほど委員さんのほうからもありましたけども、企画財政部のほうでの23年度に第一センターを廃止し売り払いを行いたいという部分は、既に委員会の資料の②7のほうでも提供してございますし、これを例えばこの表現があるかないかという部分、御指摘ありましたけども、それを隠すとかそういう意図は全くありません。それが証拠に、②7のほうではこれが出ておりますし、今申し上げましたような形で、パソコンに残っていたものから委員会の資料はデータを作成し体裁を整えていきましたので、その際にこれが上書きをする前のものが顔を出してしまったということだと考えております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 上書きをすると普通前の文書は消えると思うんですが、上書きされる前の文書が出てきたというのはどういうことなのか。それから、同じ表題の文書が2つあるわけですが、どちらが本物でどちらがにせものなのか伺いたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 上書きをするのを、上書きして保存するのを恐らく忘れてしまったことによって、古い文書が残っていて、本来は情報公開で開示した起案決裁されているものが残っているという前提だったんですけども、それが恐らく上書きをするのができてなくて、情報公開の文書と違うのが出たと。どちらの文書がより正確かといえば、当然情報公開で提出したものだと考えております。

○委員（尾崎利一君） 情報公開で提出される市の文書が正確なものであることは今おっしゃられたように当然ですけども、議会が要求した文書についても、正確なものが示されるのは当然だと私は思いますがどうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 全くもってそのとおりだと思います。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 先ほど危険建物の問題で、事実と違うという点で真実でないという点で虚偽の報告がさ

れていたという指摘を行いました。今回また、これは実はどうでもいい文書ではなくて、企画財政部と学校教育
教育部が、学校教育部は当初平成26年建設という計画をもっていったのが、企画財政部が23年に売却したいとい
ことから、年度を早めろ早めろ早めろという双方のやりとりがあって、それで早められているという経過が詳
細にわかる文書なんです。

それとの関係で、この第4回の調整会議の報告からこの文言が消えているというのは、重大な中身にかかわ
ることなんです。今まで教育委員会は、子供たちに安心安全な給食を一日も早く届けたい、だから一日も早く
学校給食センターをつくりたいと言って説明してますけれども、この一連の資料を見る限り、財政的な事情から
企画財政部側が早くしろ早くしろ早く第一給食センターを売れと言ってきている経過が出てくるんです。その点で、
これが抜け落ちているというのは審議にもかかわる重大な中身になります。

私は、この陳情そのもの、大事な陳情ですからきちっと審議をする必要はあると思いますけれども、議会で
提出された資料がこのように誤った資料、虚偽の資料ばかりが出てくるということでは、市そして教育委員会
と議会との関係で、極めて重大な問題だというふうに思っていますので、これについては引き続き責任を明ら
かにするという追及していきたいと思っています。

それで教育委員会に伺いますけれども、いずれにしても教育委員会と給食センター運営委員会専門部会そし
て議会で虚偽の報告が教育委員会事務局から行われ、これに基づいて教育委員会は意思決定をし、専門部会も
中間報告を出しているという状況です。

さらに、これは以前にも指摘しましたが、昨年5月7日には市長に対して用途地域の関係で建て替えは
不可能、5月8日の教育委員懇談会では用途地域が変更されているため建て替えは不可、これも既存不適格と
いうことを考えれば、真実とは違う、そういう報告が行われているということを私は指摘しました。

これらのことを各段階で謝罪をし、説明し直し、改めて意思決定をやり直すべきだと考えますけどもいかが
ですか。

○教育長（佐久間栄昭君） まず資料がどうでもいいという資料は中にはありませんので、そこところは御理
解いただきたいと思います。

現在の建物が建て替えという、それも別のところへ建て替えるということについては、繰り返しますけれど
も幾つか要素がありまして、御存じのように40年経てますから、その老朽化と。これはいろいろな制度にか
かわらず、現状を見ていただければわかります。

そのほかに、衛生的なもの、あるいは個々食器の導入ということから、新たな給食センターの施設が必要だ
ということについては、その時期に来てるということで昨年に主査を配置して動き出した——昨年じゃなく
て一昨年ですね。一昨年になりますが、そういうことであります。

それから建物は、これについては工場扱いですから工業地域でなきゃいけないというのは基本であります。
そこありますから、それは建て替えという意味で現在の同じ規模の施設は、それは特別な計らいでもってや
るわけであって、工業地域に市が土地を持っていますから、そういう点で工業地域に先に行くと。そういう話に
なるのはこれはそんなに異質なことはないというふうに思っています。そういう意味で、あそこに案をつ
くったわけでありまして、現在はまだ市長部局まで上がってない、教育委員会のサイドでありますけれども、
教育委員会としては工業地域に小・中合わせたものをつくりたいという意向については今も変わっていません。

○委員（尾崎利一君） 教育長の判断を聞いているんじゃないんですよ。これまでの意思決定の過程で、誤った
報告が行われて、それを前提にした審議が行われてると。その問題、各段階できちっと謝罪をして、いいです

よ、その結果が同じ結果でもいいけども、こういう事実がありましたということを謝罪して報告して、意思決定をきちっともう一度やり直す必要があるんじゃないかと言ってるんですよ。

既存不適格の問題で繰り返しその答弁してますけども、不可能って書いてあるんですよ、不可能。不可能ということは、どんなことやってもできないというのが不可能ということですよ。可能性はあるけど問題があるという判断を教育長がされたということと、建て替えは不可能というふうに資料に記載することとは全く別の問題なんです。いかがですか。そういう謝罪と意思決定の確認、再度し直す必要があるんじゃないですか。

○教育長（佐久間栄昭君） 前にも申し上げましたが、最初に建て替えをするというときに今の地域が工業地域にないと、住居系の地域にあるということで、そこに建てるのは無理だねって言って、不可能だって言ったのは私であります。

それに基づいて職員は動きましたから、その後特別な扱いによって、なるということについてはありましたけれども、現在でも不可能という言葉の一つの法律的なことからとらえることじゃなくて……（尾崎利一委員「そういう意味じゃないけど」と呼ぶ）いやいや、給食が一時期やめざるを得ないと、そういうようなことから全部含めば不可能だというふうに私は今でも思っています。（尾崎利一委員「理由そのものが」と呼ぶ）いやゆる法的な解釈じゃなくて、全部含めて不可能だというふうに最初に決定したのは私であります。

○委員（尾崎利一君） 2009年5月7日の市長、副市長が出席した中の報告書の中で、用途地域の関係で建て替えは不可能と書いてあるんですよ。総合的に考えて不可能なんてどこにも書いてない。で、今のお話で教育長が不可能だと口走ったら、教育委員会の事務局はそのまま不可能と記載するという説明にしか私は受け取れないですけども、そんないいかげんなことで審議進めるということですか。進めてきたということですか。余計重大じゃないですか。

副市長もいらっしゃいますので副市長にも伺いますけれども、先ほども言いましたけれども、東大和市では行政が法律をないがしろにするという事態が頻発してるわけですよ。立野の土地区画整理事業、これは虚偽公文書の作成がされた事実はまだ間違いのないわけですね。暫定リサイクルセンター建築基準法違反、廃棄物処理法違反、環境確保条例にも適法かどうかわからないという答弁されてる。今回、危険建物問題とそれからこの調整会議の第4回の文書で、本物ではない、つまりにせもの文書が議会に資料として提出されるという事態ですよ。単なる間違いで済まされる問題じゃないですよ、これは。東大和市と教育委員会の自浄能力が問われる問題だと思いますけれども、市としてこれきちっと調査していただく必要があると思いますがいかがですか。

○副市長（小飯塚謙一君） 私どもからは職員に対しては日ごろから法令遵守をするべきだとそういう指導をしているところでございます。今尾崎委員のほうから御発言があったとおり、区画整理の問題から始まりまして、いろんな問題があったということも十分私ども認識しているところでございます。

そういう中で、今後間違いを起こさないよう、たびたび職員のほうについては今後も指導していきたいとそんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今回の件についてのことを言ってるんですが、今後のことはまた先の話です。

○副市長（小飯塚謙一君） 今回のことでございますが、市長部局としましては、とりあえず教育委員会のほうに諮問してる内容でございますので、教育委員会のほうから十分に審議をしていただきたいとそんなふうに思っているところでございます。

○委員（尾崎利一君） いや、それは審議は審議でするわけですけども、こういう、先ほどから言ってますけど

も、真実ではない文書、虚偽の文書が議会にたびたび提出されているという問題が明らかになっているわけです、今、この点について市として調査をし、どういう事態だったのかきちっと明らかにする必要が議会との関係でその責任があるんじゃないかというふうに聞いているんですが、その点いかがですか。

○副市長（小飯塚謙一君） 資料は先ほどから教育長初め部長のほうから答弁しているとおりで、作為をもってそういうものを出したというふうには私どもは認識しておりません。

それで、当然間違ったものにつきましては、議会におおびをし、当然差しかえをし、それで検討していただく。ただ、今までの検討の内容につきましては十分それらについては根本的な内容がどうであったかというのは、先ほども話したとおりで、教育委員会内部で御審議を賜りたいとそんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） きちっと調査をするという話にならないようですけども、私は先ほど刑法第156条も引きましたけれども、重大な事態だと認識していますし、東大和市と教育委員会の自浄能力が問われる問題だということと考えてます。引き続きこの問題、何らかの形で私のほうでも調査し、追及もしていきたいというふうに考えてますし、その点に対する市と教育委員会の責任、厳しく指摘しておきたいと思えます。

○委員（御殿谷一彦君） この際、審議も長引いておりますけども、動議を提出させていただきます。

今、委員のほうからも御指摘もありましたとおりで、その本質についても本件につきましてまだ調査検討が必要と思われるので、継続審査の動議を提出いたします。委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（大后治雄君） ただいま御殿谷委員から本件を継続審査とされたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本件を継続審査と決めます。

○委員長（大后治雄君） 次に、 21第10号陳情 学校給食計画（案）の撤回・再検討を求める陳情、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本陳情につきましては、さきの第9号陳情が継続審査となっておりますので、その審査終了を待って審査に入りたいと思いますので、本陳情につきましては継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時 1分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21第14号陳情（仮称）東大和市総合福祉センターの早期建設を求める陳情、本件を議題に供します。前回の審査に引き続き、質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 陳情趣旨で、「市民参加による（仮称）総合福祉センター基本計画策定検討委員会でまとめられた基本計画（仮案）をベースに、速やかに、（仮称）総合福祉センターの基本設計、実施設計、建設へ取り掛かってください。」という陳情趣旨ですけれども、この間のこの問題での経緯について御説明いただきたいと思いますが。

○福祉部副参事（原島真二君） 検討委員会は昨年の平成21年11月に第6回を行いまして、その間、基本計画を委員に第6回の検討委員会の審議を経て見直したものを送りいたしました。それを原案という形で今送りいたしまして、実は本日夜、検討委員会第7回を行う予定になっておりまして、本日の会議をもって原案という形で検討委員会の審議をいただいて完成したいと、原案としての形を整えたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今原案という言葉が何回かあったんですけども、ここでは仮案となっておりますけども、現状は仮案ということですか。

○福祉部副参事（原島真二君） 途中の段階で、検討委員会の中におきまして、なるべく早い段階から基本計画を御審議いただけたほうがいいということで、仮案というのは途中経過の案をずっと示しておりまして、前回の平成19年度に策定したものは案という形にしておきましたけども、今回はそれとの区別をつけるために原案というような形で、検討委員会におきましては最終的には原案という形で完成させたいと、完成といいますか、検討委員会における最終的な形は原案という形で終了したいということで、名称としては原案という形をとっております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） そうすると、仮案という名前はなしかな。それで、今晚の検討委員会をもって検討委員会としての原案は確定されるということでよろしいですか。

○福祉部副参事（原島真二君） おっしゃるとおりで、仮案というのは途中経過のものでして、最終的には原案という形の名称にいたします。

以上です。

○委員（石川庄太郎君） 前からこの件につきましては、陳情等々で継続になっておりますし、また各定例会の中での一般質問等でものっておりますけれども、本日の会議をもってということで終了するっていうのは今お話ございましたが、それに基づく22年度の予算措置については、まだはっきりと見えてないんですが、どのようなお考えなんですか。お聞きしたいと思います。

○副市長（小飯塚謙一君） 22年度の予算の関係でございますが、正式には2月15日に議会に対しまして予算大綱を発表することになっております。その中で、市長のほうに正式にこの総合福祉センターの建設時期をどういうふうにするんだという形で発表したいとそんなふうを考えてまして、それに伴う予算計上についても、当然建設するに当たりましては、設計費等は事前に網羅しなくちゃなりませんので、そういうものについて発表することになっております。

ただ私どもは、基本的には15日に予算大綱そのものについては発表するわけですが、もう既に内示の段階が出ております。2月の初めには庁内のほうには内示をしております。そういう形の中では、現在基本設計等に

つきましては計上しないような形になっております。

それで、あえて申しますと、きょうの総合福祉センターの中でも、その事実はお伝えしたいとそんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、きょう原案はつくられると。この間の議会での福祉部長の答弁では、原案をつくってそれに基づいて粛々と進めていくという御答弁だったと思いますが、そこはどうなってくるということですか。

○福祉部長（榎本 豊君） 暮れぐらいからどこかで説明をしていくというようなお話は、前回の本委員会の中でもお話ししたと思います。現在基本計画の原案を作成しているところでございますけれども、本日の夜間行われます基本計画の検討委員会の中でもお話ししますけれども、原案のまま、原案をここで作り上げて、とりあえずその報告をしたいと考えているところでございます。

説明につきましては、来週15日の予算大綱の説明の後に、議員の皆様には原案の内容の説明、それからそれまでの経過等につきましてはそのときに御説明する予定であります。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○委員（御殿谷一彦君） 今お話もあったとおり、本日検討委員会、またこれについての予算もこの後本会議のほうで検討されるという話を伺いました。この際、この陳情に関しましても動議を提出させていただきます。

それはちょっと今言った2件を、状況を見きわめることも本委員会として必要だと思われまますので、継続審査の動議を提出させていただきます。委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（大后治雄君） ただいま御殿谷委員から本件を継続審査とされたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本件を継続審査と決します。

○委員長（大后治雄君） これをもちまして平成22年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時 8分 散会